

# 2025年度(第44回)四国ジュニアゴルフ選手権競技

## 競 技 規 定

主催：四 国 ゴ ル フ 連 盟  
四 国 高 等 学 校 ゴ ル フ 連 盟  
スポーツニッポン新聞社

**SGU**SHIKOKU GOLF UNION

- 期 日 : 7月23日(水)24日(木)  
場 所 : 北条カントリー倶楽部  
〒799-2417 愛媛県松山市オノ原乙 76 番地 Tel.089-996-0211
1. ゴ ル フ 規 則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
  2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
  3. プレーの条件 : 7月23日(水) 第1ラウンド 18ホールストロークプレー  
第1ラウンド終了後、参加人数に応じて各カテゴリーでCUTを実施することがある。(詳細は競技の条件及びローカルルールにて)  
7月24日(木) 第2ラウンド 18ホールストロークプレー  
※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
  4. タイの決定 : 36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
  5. 特定の用具の使用制限 : (a)適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型G-1を適用する。  
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格  
(b)溝とパンチマークの仕様:ローカルルールひな型 G-2を適用する。  
ストロークを行う時、プレーヤーは2010年1月1日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適用するクラブを使わなければならない。  
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行った罰:失格  
(c)適合球リスト:ローカルルールひな型 G-3 を適用する。  
このローカルルールの違反の罰:失格  
注:適合クラブと球の更新されたリストは [www.randa.org](http://www.randa.org) で閲覧できる。  
注意: 本競技に参加するすべての競技者は、自分が使用する用具の適合性に責任がありゴルフ規則と適用されるローカルルールへの自分の用具の適合性を事前に確認しておくべきである。
  6. 移動 : 正規のラウンド中の移動については、共用のゴルフカート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。
  7. キャディー : 正規のラウンド中、キャディーの使用は禁止とし、カートの運転は運転手を各組に割り当てる。
  8. 競技終了時点 : 本選手権競技は、競技委員長による成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
  9. 参加資格 : (1) 四国ジュニアゴルフ選手権競技  
(以下の①②のカテゴリーに参加する選手は、J-sys(ハンディキャップ管理システム)に登録された、JGA ジュニア会員であり四国在住または在校生であることを条件とする)  
① 15歳～17歳の部 男子/女子  
平成19年(2007年)4月2日より平成22年(2010年)4月1日の間に誕生した者  
② 12歳～14歳の部 男子/女子  
平成22年(2010年)4月2日より平成25年(2013年)4月1日の間に誕生した者  
③ SGU特別承認者  
注 1: 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。  
注 2: ⑤の資格で出場する場合は競技委員会の判断に JGAジュニア会員ではあるが J-sys に登録していない場合でも参加を認めることがある。

(2)四国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会

参加校・参加者の資格は、四国高等学校ゴルフ連盟参加規定において定めるがその際、四国ジュニアの参加資格を兼ね備えていることを条件とする。

10. 表 彰：

(1)四国ジュニアゴルフ選手権競技

①男子15歳～17歳の部

優勝者には賞状と楯及びレプリカ、2位以下5位タイまでには賞状と楯を贈る

②男子12歳～14歳の部・女子15歳～17歳の部・女子12歳～14歳の部

優勝、2位、3位タイまでに賞状と楯を贈る

(2)四国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会

別途四国高等学校ゴルフ連盟の規定で定める。

11. 参 加 申 込：

参加希望者は、参加料を添えて現金書留で直接、四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。

注1:高等学校ゴルフ連盟加盟校の生徒は、必ず学校を通して申し込むこと。

注2:高等学校ゴルフ連盟個人加盟の生徒は、直接四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。

注3:上記以外のJGAジュニア会員は、直接四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。

申込み先：〒790-0921 愛媛県松山市福音寺町 55-1

四国ゴルフ連盟 事務局 TEL089-990-3260

12. 申 込 締 切 日：

7月4日(金) 正午までにSGU事務局へ必着のこと。

締切後の申込みは理5由の如何を問わず受理しない。

13. 参 加 料：

5,000 円

注1:申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。

(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

注2:締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。

14. 個人情報に関する：  
同意内容

参加希望者は、参加申込みに際し、「四国ジュニアゴルフ選手権競技参加申込書」により、四国ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。

(1)四国ジュニアゴルフ選手権競技の参加資格の審査。

(2)本競技の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類の発送や関係機関(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。

(3)この申込書による参加者の個人情報と、本競技における競技結果の記録の保存、ならびに本競技終了後において必要に応じ、そのうち参加申込書に記載の公表事項の適宜の方法による公表。

15. 肖像権に関する：  
同意内容

参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは四国ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物にかかる競技者の肖像権を四国ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。

16. 練 習 日：

土曜、日曜、祝日を除き開催コースの指定する日とし競技会の当日及び前2回に限り会員並み扱いとする。但し、連盟にエントリーを済ませた者に限る。

付記：

(1) 15歳～17歳の部男子、女子の上位者には、第69回日本ジュニアゴルフ選手権競技への参加資格を付与する。

(8月20日～22日 埼玉県霞が関カンツリー倶楽部)、

(2) 12歳～14歳の部男子、女子の上位者には、第60回日本ジュニアゴルフ選手権競技への参加資格を付与する。

(8月20日～22日 埼玉県東京ゴルフ倶楽部)、

出場人数は、各地区予選参加人数に応じて配分され、大会前日までに公表する。

(3)シード権の付与

①本競技「男子15歳～17歳の部」及び「男子12歳～14歳の部」の優勝者、2位タイまでの者には次年度四国アマチュアゴルフ選手権競技への出場資格を付与する。

②本競技「女子15歳～17歳の部」及び「女子12歳～14歳の部」の優勝者、2位タイまでの者には次年度四国女子アマチュアゴルフ選手権競技への出場資格を付与する。

※本競技において日本ジュニアゴルフ選手権競技の出場資格を取得した後、その出場を取りやめた場合、次位の選手に出場資格を付与する。

注:上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。

四国ゴルフ連盟